

外貨普通預金規定

改定後	現行
<p>1. (取扱店の範囲等)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) この預金は、<u>口座開設店</u>のほか、当行国内本支店(出張所を除く)の店舗でも預入れまたは払戻しができます。<u>預入れの場合は通帳、払戻しの場合は通帳と届出印章をご持参ください。</u></p> <p>2. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金、外国通貨のほか、<u>口座開設店</u>を支払場所とする円貨建手形、小切手等および<u>口座開設店</u>が買取りをおこなった外貨証券、その他の証券(以下「証券類」といいます)で直ちに決済できるものを受入れます。為替による振込金も受入れます。<u>ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u> なお、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、預入れができません。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 外貨現金による預入れは、別途当行所定の料率により手数料をいただきます。なお、取扱い店舗は<u>一部の</u>「外国為替取扱店」に限定しております。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>3. (証券類の不渡り)</p> <p>受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を外貨普通預金元帳から引落とし、その証券類は<u>口座開設店</u>で返却します。</p> <p>4. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または自署)のうえ通帳とともに提出してください。なお、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、払戻しができません。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>1. (取扱店の範囲等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この預金は、<u>当店</u>のほか、当行国内本支店(出張所を除く)の店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>2. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金、外国通貨のほか、<u>当店</u>を支払場所とする円貨建手形、小切手等および<u>当店</u>が買取りをおこなった外貨証券、その他の証券(以下「証券類」という)で直ちに決済できるものを受入れます。為替による振込金も受入れます。なお、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、預入れができません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 外貨現金による預入れは、別途当行所定の料率により手数料をいただきます。なお、取扱い店舗は「外国為替取扱店」に限定しております。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>3. (証券類の不渡り)</p> <p>受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を外貨普通預金元帳から引落とし、その証券類は<u>当店</u>で返却します。</p> <p>4. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または自署)のうえ<u>この通帳</u>とともに提出してください。なお、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、払戻しができません。</p> <p>(2) (省略)</p>

外貨普通預金規定

改定後	現行
<p>(3) 通帳記載の通貨種類により支払う場合には、 当行所定の手数料をいただきます。なお、取 扱い店舗は<u>一部の</u>「外国為替取扱店」に限定 しております。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>5. (利息) この預金の利息は毎年2回、2月と8月の当行 所定の日^に当行所定の利率、付利単位および計 算方法によって計算のうえ、この預金に組入れ ます。ただし、利率は金融情勢に<u>応じて変更し</u> <u>ます。</u></p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、<u>氏名</u> <u>(または名称)</u>、住所その他の届出事項に変更 があったときは、直ちに<u>当行所定の方法により</u> 届出てください。</p> <p>(2) 前項の印章、<u>氏名(または名称)</u>、住所その他 の届出事項の変更の届出前に生じた損害につ いては、当行に過失がある場合を除き、当行は 責任を負いません。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 届出のあった氏名(または名称)、住所にあて <u>て当行が通知または送付書類を発送した場合</u> <u>には、延着しまたは到達しなかったときでも通</u> <u>常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>(5) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発 行手数料をご負担いただきます。</p> <p>(6) <u>預金口座の開設等の際には、当行は、法令で</u> <u>定める税務上の居住地国や本人確認等の確認</u> <u>を行います。この際に行う確認事項に変更が</u> <u>あったときは、直ちに当行所定の方法により</u> <u>届出てください。</u></p> <p>9. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引 にかかる<u>いっさいの権利および通帳は、譲渡、</u> <u>質入れその他第三者の権利を設定すること、</u> <u>または第三者に利用させることはできませ</u> <u>ん。</u></p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めて質入れを承</u> <u>諾する場合には、当行所定の書式により行い</u> <u>ます。</u></p>	<p>(3) 通帳記載の通貨種類により支払う場合には、 当行所定の手数料をいただきます。なお、取 扱い店舗は「外国為替取扱店」に限定してお ります。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (利息) この預金の利息は毎年2回、2月と8月の当行所 定の日^に当行所定の利率、付利単位および計算方 法によって計算のうえ、この預金に組入れます。 ただし、利率は金融情勢<u>の変化によって変更する</u> <u>ことがあります。</u></p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) <u>この通帳や印章を失ったとき、または、印章、</u> <u>名称、住所その他の届出事項に変更があったと</u> <u>きは、直ちに書面によって当店に届出てくださ</u> <u>い。</u></p> <p>(2) 前項の印章、<u>名称</u>、住所その他の届出事項の変 更の届出前に生じた損害については、当行に過 失がある場合を除き、当行は責任を負いませ ん。</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) <u>通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発</u> <u>行手数料をご負担いただきます。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>9. (譲渡、質入れ等の禁止) この預金、預金契約上の地位その他この取引にか かる<u>いっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れ</u> <u>その他第三者の権利を設定すること、または第三</u> <u>者に利用させることはできません。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

外貨普通預金規定

改定後	現行
<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 12 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>11. (取引の制限等) <u>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>12. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳と届出印章を持参のうえ、<u>口座開設店</u>に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名(または名称)、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 11 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 (追加)</p> <p>11. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳</u>と届出印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p>

外貨普通預金規定

改定後	現行
<p>① (現行どおり)</p> <p>②この預金の預金者が第10条に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A～E (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 第2項、第3項または前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、<u>口座開設店</u>に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>13. (通知等) 届出のあった氏名(または名称)、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>14. (成年後見人等の届け出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を<u>当行所定の方法により届出</u>てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p>	<p>① (省略)</p> <p>②この預金の預金者が<u>前条</u>に違反した場合(追加)</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A～E (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 第2項、第3項または前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、<u>当店</u>に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>12. (通知等) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>13. (成年後見人等の届け出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を<u>書面によってお届け</u>ください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

外貨普通預金規定

改定後	現行
<p><u>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (現行どおり)</p> <p><u>16. (規定の変更)</u> (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>外貨普通預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。</p> <p style="text-align: right;">2020年3月 改定</p>	<p><u>14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (省略) (追加)</p> <p>この預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。</p> <p>(追加)</p>

外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第3条第<u>6</u>項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第<u>6</u>項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. (預金の解約等) (1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ外貨定期預金証書とともに<u>口座開設店</u>に提出してください。ただし、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、解約できないことがあります。 (3) ~ (5) (現行どおり) (6) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① (現行どおり) ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A~E (現行どおり) ③ (省略) <u>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> (7) ~ (8) (現行どおり)</p>	<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第3条第<u>5</u>項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第<u>5</u>項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. (預金の解約等) (追加) (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ外貨定期預金証書とともに<u>当店</u>に提出してください。ただし、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、解約できないことがあります。 (2) ~ (4) (省略) (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① (省略) ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A~E (省略) ③ (省略) (追加) (6) ~ (7) (省略)</p>

外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>6. (為替予約) この預金について為替予約を締結または実行する場合は、当行所定の手続による為替予約規定に従い取扱います。なお、満期日相場について為替予約の締結がある場合は、満期日当日に証書の提出がなくてもこの預金を予約相場により自動的に解約します。この場合、満期日を経過した後は、証書は無効となりますので直ちに証書を口座開設店に返却してください。</p> <p>7. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(または名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。</p> <p>(2) 前項の印章、氏名(または名称)、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 証書または印章を失った場合の預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 届出のあった氏名(または名称)、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(5) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。</p> <p>(6) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める税務上の居住地国や本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。</p> <p>8. (印鑑照合等) 払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>6. (為替予約) この預金について為替予約を締結または実行する場合は、当行所定の手続による為替予約規定に従い取扱います。なお、満期日相場について為替予約の締結がある場合は、満期日当日に証書の提出がなくてもこの預金を予約相場により自動的に解約します。この場合、満期日を経過した後は、証書は無効となりますので直ちにこの証書を当店に返却してください。</p> <p>7. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更に届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) この証書または印章を失った場合の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 証書の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。</p> <p>(追加)</p> <p>8. (印鑑照合等) この証書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>9. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) <u>この預金および証書は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。</u></p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。</u></p> <p>10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u>当行所定の払戻請求書または証書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ、証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p> <p>11. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、<u>直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p>12. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>9. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>この預金および証書は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。</p> <p>(追加)</p> <p>10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u>証書は届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>11. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、<u>直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(追加)</p>

外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、</u> <u>当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>13. (自動継続) (現行どおり)</p> <p>14. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については第13条第2項の利率)および当行所定の付利単位によって計算し、満期日に支払います。</p> <p>(2) <u>自動継続の場合、この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組入れて継続します。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第3条第6項の規定により解約する場合は、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>15. (規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>12. (自動継続) (省略)</p> <p>13. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については第12条第2項の利率)および当行所定の付利単位によって計算し、満期日に支払います。</p> <p>(2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第3条第5項の規定により解約する場合は、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(追加)</p>

外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>外貨定期預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。</p> <p style="text-align: right;">2020年3月 改定</p>	<p>この預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>

為替特約付外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>3. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 8 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 8 条第 3 項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>5. (取扱日) この預金は、<u>口座開設店</u>の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、解約ができないことがあります。</p> <p>7. (取引の制限等) <u>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>8. (中途解約) (1) ~ (2) (現行どおり) (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を満期日前に解約することができるものとします。 ①~③ (現行どおり)</p>	<p>3. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第 7 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 7 条第 3 項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>5. (取扱日) この預金は、<u>当店</u>の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、解約ができないことがあります。 (追加)</p> <p>7. (中途解約) (1) ~ (2) (省略) (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を満期日前に解約することができるものとします。 ①~③ (省略)</p>

為替特約付外貨定期預金規定

改定後	現行
<p><u>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>9. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または印章、氏名(または名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>10. (証書の効力) (現行どおり)</p> <p>11. (印鑑照合等) (現行どおり)</p> <p>12. (譲渡、質入れ等の禁止) (現行どおり)</p> <p>13. (預金保険制度) (現行どおり)</p> <p>14. (差引計算等) (現行どおり)</p> <p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (現行どおり)</p> <p>16. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p>17. (利息) (現行どおり)</p>	<p>(追加)</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>8. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) <u>この</u>証書や印章を失ったとき、または印章、氏名(または名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>この</u>証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>9. (証書の効力) (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>11. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p>12. (預金保険制度) (省略)</p> <p>13. (差引計算等) (省略)</p> <p>14. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)</p> <p>15. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)。</p> <p>16. (利息) (省略)</p>

為替特約付外貨定期預金規定

改定後	現行
<p>18. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>為替特約付外貨定期預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2020年3月 改定)</u></p>	<p>(追加)</p> <p>この預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。</p> <p>(追加)</p>

外国送金取引規定

改定後	現行
<p>3. (送金の依頼)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他<u>外国送金取引</u>に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。</p> <p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。<u>なお、当行が送金の依頼を受付するにあたり、受付する取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等（以下、これらを「マネー・ローンダリング等」といいます。）に抵触する取引に利用されるおそれがないことを確認するため、書類等の提出を依頼した場合は、速やかに提出してください。受付する取引がマネー・ローンダリング等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合は、送金の依頼をお断りします。</u></p> <p>(2) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>6. (手数料・諸費用)</p> <p>(1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他<u>外国送金取引</u>に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>12. (通知・照会の連絡先)</p> <p>(1) 当行が<u>外国送金取引</u>について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>3. (送金の依頼)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他<u>この取引</u>に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。</p> <p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。</p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>6. (手数料・諸費用)</p> <p>(1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他<u>この取引</u>に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>12. (通知・照会の連絡先)</p> <p>(1) 当行が<u>この取引</u>について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。</p> <p>(2) (省略)</p>

為替予約規定（予約なし外貨定期預金用）

改定後	現行
<p>1.（予約取引の対象） （現行どおり）</p> <p>2.（予約の申込） 外貨定期預金について為替予約を締結する場合は、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。本規定の予約取引は、満期日の払出相場（買予約）のみです。 予約の申し込みの際には、外貨預金に届出の印章または署名により予約取引確認書（お客様→銀行）に記名押印または自署をしてください。予約締結後、当行の署名のある予約取引確認書（お客様控）を発行いたします。 なお、外貨定期預金の証書をすでに発行している場合は、予約の申し込みと同時に当該定期預金証書を提出してください。</p> <p>3.（予約の実行） （現行どおり）</p> <p>4.（予約の取消・変更） （現行どおり）</p> <p>5.（予約の解除） 予約の対象となった外貨預金について、差引計算がおこなわれる場合および仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたときは、当行から通知・催告がなくてもこの予約の全部が当然解除されたものとし、当行はこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象外貨預金とを相殺することができるものとします。また当行の都合により、この予約の解除の時期を変更できるものとします。 以上の場合に適用する為替相場は、計算実行時の当行所定の相場とします。</p> <p>6.（満期日における取扱い） 外貨定期預金の満期日には、銀行所定の払戻請求書に届出の記名押印または署名のうえ、当該定期預金証書と共に銀行に提出し、払戻し手続きをおこなってください。</p>	<p>（予約取引の対象） （省略）</p> <p>（予約の申込） <u>表記</u>外貨定期預金について為替予約を締結する場合は、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。本規定の予約取引は、満期日の払出相場（買予約）のみです。 予約の申し込みの際には、<u>表記</u>外貨預金に届出の印章または署名により予約取引確認書（お客様→銀行）に記名押印または自署をください。 予約締結後、当行の署名のある予約取引確認書（お客様控）を発行いたします。 なお、外貨定期預金の証書をすでに発行している場合は、予約の申し込みと同時に当該証書を提出してください。</p> <p>（予約の実行） （省略）</p> <p>（予約の取消・変更） （省略）</p> <p>（予約の解除） <u>表記</u>外貨預金について、差引計算がおこなわれる場合および仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたときは、当行から通知・催告がなくてもこの予約の全部が当然解除されたものとし、当行はこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象外貨預金とを相殺することができるものとします。また当行の都合により、この予約の解除の時期を変更できるものとします。 以上の場合に適用する為替相場は、計算実行時の当行所定の相場とします。</p> <p>（満期日における取扱い） 外貨定期預金の満期日には、銀行所定の払戻請求書に<u>届け出</u>の記名押印または署名のうえ、当該定期預金証書と共に銀行に提出し、払戻し手続きを行ってください。</p>

為替予約規定（予約なし外貨定期預金用）

改定後	現行
<p>万一、満期日に払戻し手続きがおこなわれない場合には、予約の対象となった外貨定期預金を満期日に払戻し、予約為替相場により換算した円貨額をお客様所定の預金口座に入金させていただきます。なお、この場合、払戻請求書、当該定期預金証書は遅延なく銀行に提出してください。</p> <p>7.（譲渡・流用の禁止） （現行どおり）</p> <p>8.（規定の変更） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（2020年3月 改定）</u></p>	<p>万一、満期日に払戻し手続きがおこなわれない場合には、予約の対象となった外貨定期預金を満期日に払戻し、予約為替相場により換算した円貨額を表面記載の預金口座に入金させていただきます。なお、この場合、払戻請求書、当該定期預金証書は遅延なく銀行に提出してください。</p> <p>（譲渡・流用の禁止） （省略） （追加）</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p>

為替予約規定（予約付外貨定期預金用）

改定後	現行
<p>1.（予約取引の対象） （現行どおり）</p> <p>2.（予約の申込） 外貨定期預金について為替予約を締結する場合は、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。本規定の予約取引は、預入日の預入相場（売予約）および満期日の払出相場（買予約）の双方です。 予約の申し込みに際しては、外貨預金に届出の印章または署名により予約取引確認書（お客様→銀行）に記名押印または自署をしてください。予約締結後、当行の署名のある予約取引確認書（お客様控）を発行いたします。</p> <p>3.（予約の実行） （現行どおり）</p> <p>4.（予約の取消・変更） （現行どおり）</p> <p>5.（予約の解除） 予約の対象となった外貨預金について、差引計算がおこなわれる場合および仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたときは、当行から通知・催告がなくてもこの予約の全部が当然解除されたものとし、当行はこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象外貨預金とを相殺することができるものとします。また当行の都合により、この予約の解除の時期を変更できるものとします。 以上の場合に適用する為替相場は、計算実行時の当行所定の相場とします。</p> <p>6.（満期日における取扱い） 外貨定期預金の満期日には、銀行所定の払戻請求書に届出の記名押印または署名のうえ、当該定期預金証書と共に銀行に提出し、払戻し手続きをおこなってください。</p>	<p>（予約取引の対象） （省略）</p> <p>（予約の申込） <u>表記</u>外貨定期預金について為替予約を締結する場合は、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。本規定の予約取引は、預入日の預入相場（売予約）および満期日の払出相場（買予約）の双方です。 予約の申し込みに際しては、<u>表記</u>外貨預金に届出の印章または署名により予約取引確認書（お客様→銀行）に記名押印または自署をください。 予約締結後、当行の署名のある予約取引確認書（お客様控）を発行いたします。</p> <p>（予約の実行） （省略）</p> <p>（予約の取消・変更） （省略）</p> <p>（予約の解除） <u>表記</u>外貨預金について、差引計算がおこなわれる場合および仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたときは、当行から通知・催告がなくてもこの予約の全部が当然解除されたものとし、当行はこの解除により生じた手数料、費用、損害についての債権を取得し、この債権と対象外貨預金とを相殺することができるものとします。また当行の都合により、この予約の解除の時期を変更できるものとします。 以上の場合に適用する為替相場は、計算実行時の当行所定の相場とします。</p> <p>6.（満期日における取扱い） 外貨定期預金の満期日には、銀行所定の払戻請求書に<u>届け出</u>の記名押印または署名のうえ、当該定期預金証書と共に銀行に提出し、払戻し手続きを行ってください。</p>

為替予約規定（予約付外貨定期預金用）

改定後	現行
<p>万一、満期日に払戻し手続きがおこなわれない場合には、予約の対象となった外貨定期預金を満期日に払戻し、予約為替相場により換算した円貨額をお客様所定の預金口座に入金させていただきます。なお、この場合、払戻請求書、当該定期預金証書は遅延なく銀行に提出してください。</p> <p>7.（譲渡・流用の禁止） （現行どおり）</p> <p>8.（規定の変更） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（2020年3月 改定）</u></p>	<p>万一、満期日に払戻し手続きがおこなわれない場合には、予約の対象となった外貨定期預金を満期日に払戻し、予約為替相場により換算した円貨額を表面記載の預金口座に入金させていただきます。なお、この場合、払戻請求書、当該定期預金証書は遅延なく銀行に提出してください。</p> <p>（譲渡・流用の禁止） （省略） （追加）</p> <p style="text-align: right;">（追加）</p>

取立手形取扱規定

改定後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>6. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年3月 改定)</u></p>	<p>ご依頼を受けました表記の取立については、「取立統一規則」によるほか下記によりお取扱いいたします。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

